

坂出市老朽危険空き家除却支援事業 事前申込み確認表

申請書の提出者		連絡先	
空家の所在地	坂出市		
所有者との関係	<input type="checkbox"/> 空家の所有者 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 委任された受任者		
空家となった年月日	大正・昭和・平成	年 月 日	空家 年数

○対象空き家となるか（要綱第2条関係（用語の定義））

※（１）から（３）までの全てを満たさなければなりません。

	確認する項目	チェック欄		備考
		提出者	担当課	
(1)	除却予定の空き家は、補助事業を実施しようとする際に、 ・使用されていませんか。 ・今後も使用される見込みはありませんか。			
(2)	住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅で、 ・住宅地区改良法施行規則第1条第1項各号に掲げる住宅の区分に応じ当該各号に定める別表において、構造一般の程度および構造の腐朽または破損の程度の評点の合計が100点以上ですか。			※実地調査等で、審査します。
(3)	除却予定の空き家は、住宅ですか。 ※併用住宅の場合、住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満である必要があります。 ※一戸建て、長屋建ておよび共同建ては対象となります。 ※倉庫、蔵、工場、店舗など、住宅でないものは対象外です。			

○補助対象住宅となるか（要綱第3条関係）

※（１）から（８）までの全ての要件を満たさなければなりません。

	確認する項目	チェック欄		備考
		提出者	担当課	
(1)	除却予定の住宅は、坂出市内にありますか。			
(2)	除却予定の住宅の同一敷地内に、居住者はいませんか。			
(3)	補助金交付決定日において、以下の2点はしていませんか。 ・除却工事に着手していませんか。 ・除却工事の契約を締結していませんか。			
(4)	補助金を受けようとする年度の9月末までに完了が可能ですか。			
(5)	この補助制度以外に、除却に係る他の助成金等の交付を受けていませんか。また、受ける予定はありませんか。			
(6)	除却予定の住宅は、公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていませんか。			
(7)	除却予定の住宅は、国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していませんか。			

(8)	除却予定の住宅は、不動産販売または不動産貸付け（駐車場等の貸付けを含む。）を業とするものが当該業のために除却を行うものではありませんか。			
-----	--	--	--	--

○補助対象者であるか（要綱第4条第1項関係）

※（1）から（3）までのいずれかの要件を満たさなければなりません。

	確認する項目	チェック欄		備考
		提出者	担当課	
(1)	補助対象住宅の所有者（共有者を含む。）または、法定相続人ですか。			
(2)	（1）でない場合、（1）の方から同意を得られる予定ですか。 ※補助金交付申請時に、同意書をご提出いただきます。			
(3)	（1）の方の成年後見人、保佐人、補助人の場合は、除却予定の住宅を除却する権限がありますか。 ※補助金交付申請時に、除却権限があることを証明する書類をご提出いただきます。			

○補助対象者であるか（要綱第4条第2項関係）

※（1）から（7）までの全ての要件を満たさなければなりません。

	確認する項目	チェック欄		備考
		提出者	担当課	
(1)	暴力団、暴力団員または暴力団等と密接な関係はありませんか。			
(2)	この補助制度による補助金交付を受けたことがある方や受ける予定の方と同一世帯ではありませんか。			
(3)	除却予定の住宅に所有権その他の権利（賃借権を含む。）を有する方全員から、除却の同意を得られますか。 ※補助金交付申請時に、同意書をご提出いただきます。			
(4)	除却予定の住宅の相続人が複数いる場合は、相続人全員が同意していますか。 ※補助金交付申請時に、申請者の確約書をご提出いただきます。			
(5)	除却予定の住宅の所有者と、その住宅が存する土地の所有権その他の権利を有する方が異なる場合、土地の権利者全員から同意が得られますか。 ※補助金交付申請時に、同意書をご提出いただきます。			
(6)	除却予定の住宅の実地調査（要綱第9条）、および除却後の実地調査（要綱第19条）を市が行うことに同意いただけますか。			
(7)	空家等対策の推進に関する特別措置法第22条に規定する措置を受けた方ではありませんか。			

○補助対象工事であるか（要綱第5条第1項関係）

※（1）の要件を満たさなければなりません。

	確認する項目	チェック欄		備考
		提出者	担当課	
(1)	除却工事を発注する工事業者は、坂出市の入札参加資格者名簿に解体工事業者として登録を受けている工事業者ですか。			

○補助対象工事であるか（要綱第5条第2項関係）

※（1）から（4）までの全ての要件について、ご了承ください。

	確認する項目	チェック欄		備考
		提出者	担当課	
(1)	補助金の交付決定前に着手した工事は、補助対象外です。			
(2)	他の制度等による補助金等の交付を受けようとする工事は、補助対象外です。			
(3)	除却予定の住宅の <u>一部</u> を除却する工事は、補助対象外です。			
(4)	除却予定の住宅の建替えが目的の場合は、補助対象外です。			

○補助対象経費について（要綱第6条関係）

※（1）および（2）の全ての要件について、ご了承ください。

	確認する項目	チェック欄		備考
		提出者	担当課	
(1)	家財道具、機械、車両等の処分費用は補助対象外です。			
(2)	地下埋設物（浄化槽等）の除却費用は補助対象外です。			

○その他の確認事項

	確認する項目	チェック欄		備考
		提出者	担当課	
(1)	実地調査には、立会いしていただけます。 ※住宅の老朽度を判定するため、敷地内および住宅内部に入らせていただく必要があります。申込者ご了承のもと、申込者以外の親族、不動産業者等の方に代理で立ち会っていただくといった対応も可能です。			
(2)	<ul style="list-style-type: none"> 立会いの日程調整は、後日担当者より電話にて連絡します。 実地調査は、30分程度です。 調査当日は、市職員数名（危機管理課・建設課職員）が、除却予定の住宅がある現地にお伺いします。 			
(3)	事前申込書の内容に基づき、除却予定の住宅について書類審査し、補助対象外と判断した場合、実地調査を行わない場合があります。			

※この確認表に記載された要件や確認事項以外に、疑義、不明な点等が生じた場合は、担当者より改めて確認等させていただく場合があります。ご了承下さい。